

～ビールの国で考えた～
法学部生のうちにしておきたい
4つのこと

松岡佑美

裁判官講演会

～ビールの国で考えた～

法学部生のうちにしておきたい4つのこと

松岡 佑美

開会の挨拶	1
はじめに（今日の構成 兼 自己紹介）	3
ベルギーという国について	
ベルギーとビールーベルギーらしさについてー	
1 法曹への道について	8
ベルギー・法曹養成制度	
日本の司法試験について	
学部生時代	
旧試験と新試験	
ロースクール時代	
司法試験合格後	
司法修習時代	
実務修習	
集合修習	
二回試験	
2 イメージの持つ力について	24
裁判官の生活	
生活のあれこれ	
任官してすぐやること・できること	
さらに経験を積むと	
3 人とのつながりについて	33
クラスメイト	
ベルギーとテロ	
4 裁判と社会について	41
ベルギー・陪審裁判	
具体的な事例	
まとめ	49
質疑応答	50



この「ACADEMIA JURIS BOOKLET」シリーズは、北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターが主催したシンポジウム・講演会などの内容を記録するものです。

本号には、二〇一七年二月二十三日（木）に北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟（W棟）二〇三教室で行われた裁判官講演会「くびールの国で考えたい法学部生のうちにおきたい四つのこと」の内容をおさめました。

裁判官講演会

「ビールの国で考えた」法学部生のうちにしておきたい4つのこと

松岡 佑美 氏（名古屋地方裁判所・判事補）

開会の挨拶

尾崎 一郎（司会） 附属高等法政教育研究センター長の尾崎です。法社会学を専攻しています。今日は、名古屋地方裁判所の松岡佑美判事補にご講演いただきになりました。なぜいきなり名古屋の松岡さんなのだと思いますが、昨年のお頃、私が研究のためによく訪問しているベルギーのルーヴェン・カトリック大学に、松岡さんが裁判所から派

遭われて留学していきまして、そこで知り合いになり、LINEも交換しました。民法の山本周平先生と京都大学のゼミ時代に同期だったという浅からぬ縁もあるとお聞きして、ぜひ北海道大学で講演してくださいとお願いましたというわけです。諸般の事情で、残念ながら学期がもう終わってしまった時期にならざるを得なかったのですが、今日は皆さん来ていただいて、ありがとうございます。

松岡判事補は、平成十八年に京都大学の法学部をご卒業になり、その後、同大学ロースクールを出られ、司法修習を終えた後、松江地方裁判所、神戸地方家庭裁判所尼崎支部、ルーヴェン・カトリック大学を経て、現在は名古屋地方裁判所という経歴だと伺っています。あまり堅苦しく考えず、リラックスしてやっていただければと思っています。

今日はこういう形になりましたので、皆さんの方からも積極的に行き届いた質問などをしていただいて、充実した会にできればと思っています。では、よろしくお願いたします。

はじめに（今日の構成兼自己紹介）

松岡 本日は、お越しいただきありがとうございます。ご紹介にあずかりました裁判官の松岡です。

今日はいろいろな方が来ておられると思いますが、法学部生の方が多いのでしょうか。ロースクール生の方もおられますか？ 私も十五年前くらいには、法学部の学生として毎日勉強を頑張っていたので、法学部の皆さんには大変親しみを持っています。その一方で、自分が今、身を置いている裁判所というのは、授業を受けただけではどんなものか、なかなか想像もできないのではないかと思います。その意味で、皆さんにとってあまりなじみのない存在がやってきたことになるのかもしれませんが。

私は平成十八年に法学部を卒業した後、その四月にロースクールの既修者コースに入学し、平

成二十年に卒業しました。その後は司法試験を受験し、卒業した年の十二月から一年間、司法修習を受けました。司法修習が終わった後は裁判官になり、松江、尼崎、名古屋の順番で七年間、裁判官として仕事をしました。尼崎と名古屋の間にベルギーへの海外留学があります。今回はそのお話をさせていただきます。

なぜ留学したかという点、最近、若手の裁判官は、例えば弁護士事務所や中央省庁（法務省、農林水産省等）、住宅メーカーや自動車メーカーといった裁判所と全く関係ない民間企業などに出身し、裁判所から一回離れて別の視点からの経験を積むようにということになっていて、留学もその一つです。私はベルギーに留学しましたが、留学の枠は他にもアメリカ、イギリスなどがあって、自分が設定した研究テーマに従って、裁判を傍聴したり、現地の実務家の話を聞いたりします。

ベルギーという国について

ベルギーは、面積が三万五三〇平方キロメートル、人口が一一二〇万人で、北海道の半分以下の面積に倍の人口が住んでいるという感じですが。ベルギー語というものはなく、北にはオランダ、南にフランス、東にドイツ、ルクセンブルクがあるので、面している地域によって、北側はオラ

ンダ語、南側はフランス語、ドイツに近いところではドイツ語を話しています。そうすると、オランダ語やフランス語を話せるのですかと聞かれますが、私はどちらも全然できません。ベルギーの皆さんは、よほどのお年寄りでない限り、普通に英語が話せます。私が留学していた大学も、先生はベルギー人でも、授業は英語でやっていました。多国籍の留学生を受け入れて生き残りを図ろうという大学の戦略だと思います。

また、ベルギーは「EUの首都」と呼ばれているように、EUの本部など、たくさんのEU関係機関が所在しています。イギリス、フランス、ドイツという大国に囲まれ、歴史上も重要な場所に位置する中で生き残るため、EUの中核機能を集めたというのがベルギーの特徴だと思います。

ベルギーとビール ―ベルギーらしさについて―

本日の演題である「ビールの国」としてドイツを思い浮かべる方もおられるかと思います。ドイツには、水、麦芽、ホップ、イーストで作られたものしかビールではないというビール純粋令という法律があるそうです。対してベルギーでは、途中でいろいろなものを混ぜたり発酵方法を変えたりと、いろいろな醸造方法で多くの種類のビールを造っています。

二〇一六年十一月には、ベルギービールはユネスコ無形文化遺産に登録されました。ユネスコにベルギー側から提出されたペーパーによると、フルーツビール、クッキービールなど千五百以上もの種類があり、醸造方法もいろいろあって、日本では「第三のビール」といわれて「ビールではない」と分類されるものも、ベルギーでは全部「ビール」と定義しています。また、ビールを造っている規模も、すごく大きなタンクのある工場から、脱サラして始めたマイクロブルワリーまであります。しかも、ビールの種類が多いというだけでなく、飲む方も文化の一つといわれています。すなわち、平日、広場のテラス席で昼からビールを飲みながら友達と語らうというのは、日本では少し珍しい光景だと思うのですが、ベルギーでは「文化」なのでコーヒーを飲んでいるのと変わらない感覚で受け入れられています。ベルギーの人たちは、ベルギービールの、「いろいろ種類があるけれども全て『ビール』」としている多様性に対する寛容さ」が、ベルギーそのものを表しているのだとプレゼンし、ユネスコの文化遺産に登録されました。

このような多様性への寛容さは、言語が複雑で、みんなで調和を保ちながら発展していかなく



ビール文化が象徴するベルギーの「多様性への寛容さ」

ればならなかった歴史的経緯から来ているのだと思います。

ただ、実際に私が感じたベルギーらしさは、「適当、妥協、寛容」な面です。そして、お酒の飲み方も日本とだいぶ違うと感じました。

前置きが長くなりましたが、今日は、私がベルギーに行つて、日本と同じところ、あるいは違うところと感じた中で、自分が裁判官になるまで、なつてからどうだったのかを振り返り、法学部のときにこうしておけばよかったとか、こうしておいたことがよかったという話をお話させていただこうと思います。ベルギーの「適当、妥協、寛容」というキーワードを念頭に置いて聞いていただければと思います。

1 法曹への道について

ベルギー・法曹養成制度

一つ目の視点として、法曹養成制度が異なることが挙げられます。

ベルギーに司法試験はありません。日本では学士は四年ですが、ベルギーでは三年。修士が二年で、その後、いきなり弁護士事務所で三年のインターンをすれば、弁護士として登録できることになっています。弁護士になって一定の経験を満たし、応募をすれば、裁判官や検察官になれることもあるようです。ですから、一番若い裁判官は三十二～三十三歳というイメージです。あと、特徴として挙げられるのは、法曹に移動の自由が認められていることです。通貨を一緒にするだけでなく、経済活動の障壁をなくすというのがEUの発想なので、ベルギーで弁護士になった人は、一定の要件を満たせば、試験を受けなくても、例えばスペインの弁護士として活動でき

るというのがEUの考え方です。

日本の司法試験について

これに対して日本の司法試験がどうなっているかを見ていきましょう。私が受けたのは平成二十年で、今の司法試験になって以降、合格者数がピークの時です。今は平成二十八年まで結果が出ていますが、合格者数はだんだん少なくなっていて、ちょっと落ち着いているという感じですか。私は運良く一番良いときに受けることができましたが、どちらにしても厳しいものであることには変わりありません。

学部生時代

皆さんが法学部に入学したのは、どういった理由からでしょうか。法曹を目指していた方はおられますか？ 私は結構具体的に、弁護士になろうと思って法学部に入学しました。劇的なエピソードがあつて弁護士を目指したわけではなく、「一生続けられる仕事がいい。自営業の弁護士になれば一生できる」と思い、法学部に入りました。ですから、大学に入学した時点で司法試験を意識していましたし、大学の授業も司法試験を意識して六法系で固めていました。しかし、二

回生になって民法や刑法など専門的な授業が始まると、正直言っただけでしんどかったです。

当時は何でそんなにしんどいのか分からなかったのですが、一つは、大学受験と学問の区別ができていなかったのだと思います。大学は就職予備校ではないのですから、大学の授業も試験に向けたものでないのは当たり前なのですが、自分の頭には最初に司法試験という、ある意味大学受験の延長にあるものがあつたので、切り離して考えることがなかなかできませんでした。ですから、大学の先生の話に正解がなかったりすることや、学説もどこまで覚えればいいのか分からないこと、その理由付けも分からないこと、また文書の書き方も分からず、一時間半の講義で何をノートに取ればいいのかも分からなくて、とても苦労しました。三回生になってゼミが始まり、人と話す機会が増えてきて、みんなの考えていることが分かって少しマシになってきたところで、四回生になりました。

旧試験と新試験

私が受かったのは新司法試験だったのですが、このときはまだ旧司法試験があつたときです。平成十七年からだんだん合格者数が減っていくのですが、まだ千数人受かっていたので受けてみたのですが落ちまして、気を持ち直して平成十八年四月に法科大学院に進学しました。ただ、結

果的に落ちたけれども、受験してよかったと思つたことがあつたという話をしたいと思います。

司法試験、特に旧司法試験はどのような試験かご存じないと思います。五月に、憲民刑で六時間・三時間半の択一試験がありました。論文は、択一に受かつた人だけが受けられるもので、六法について一科目二時間、一科目につき小問が二つ付いているので小問一問に一時間ずつ、六科目で計十二個の答案を二日間で書きます。それに受かつたら口述という面接のようなものがあつて、そこまでいって終わるといふものでした。

司法試験は六法を暗記するとよくいわれますが、半分正解で半分間違つていると思います。条文を正確に覚えていないと解けないところがあるので半分は正解だと思えますが、半分違うと思うのは、結局、条文をどう読むか、解釈の問題が中心のところになつてくるからです。例えば「善意の第三者」の定義などが分からなければなりません。それは条文だけを覚えてもしょうがありません。

問題がどんなものかを見てみましょう。平成十四年の民法の問題では、「不動産の譲渡行為を詐害行為として取り消す場合」と書かれています。要するに、民法四百二十四条にある詐害行為取消権が成り立つかどうか択一式で出ているわけです。これを覚えないと論文に進めません。

論文に進むと、次のような問題が出ます。「買主Xは、売主Aとの間で、Aが所有する唯一の

財産である甲土地の売買契約を締結した。ところが、XがAから所有権移転登記を受ける前に、Aは、Bに対して、甲土地について贈与を原因とする所有権移転登記をした。Xが、Bに対して、どのような権利に基づいてどのような請求をすることができるか。普通に考えると対抗問題だと思いますが、司法試験委員会が出している出題趣旨を見ると、「登記なくして物権変動を対抗できる第三者の範囲並びに債権者代位権及び債権者取消権の行使の可否の論述をしてください」と書いています。ですから、これを見て詐害行為取消権だと思わないと論文が書けません。論文を解くには、法律にどのようなことが書いてあつて、どういう要件のときに成立するかをある程度覚えないと、議論の土台に乗れないこととなります。

昔の司法試験は、択一試験を突破しないと論文試験が受けられなかったもので、強制的に知識を丸暗記しないといけなかったのですが、今の司法試験は五月に連続四日間行われ、択一試験に合格しなくても論文試験を受けられます。一口に言ってしまうと択一を勉強する気にもあまりなれないのです。しかも、受験科目が行政法や民訴、商法など増えてきて大変です（ただし、平成二十七年五月から、科目数は再び憲・民・刑の三科目に変更されました）。しかし、議論についていく体力を付けるという意味では、基本的知識を身に付けることが大事だと、今の私は思います。

私は学部生の最初の頃にはそれができておらず、司法試験を受けるまで、司法試験は暗記では

ない、論理的に答案を書けば受かるのだという言葉に甘え、基本的な知識を身に付けることをおろそかにしていました。そういうことをしていなかったから、なかなか議論ができなくて大変だったという思いがあります。

ロースクール時代

それで、試験に落ちてロースクールに行きました。ロースクールが始まったのは平成十六年四月なので、私は三期生に当たります。この頃のロースクールは、希望いっぱい夢いっぱい組と、就職が厳しいのではないかという話が出てきた頃なので、そんなにはしゃげない組に分かれました。私はどちらら派だったか、この時期の記憶があまりありません。多分、ロースクールに入学した以上、司法試験に合格するしかないと思いきいで、勉強以外していませんでした。ひたすら自宅と大学と自習室を往復していました。そんなにも多くないメンバーで二年間一緒という、本当に単調な生活を送っていました。

ロースクールの授業が学部と違うのは、ケースブックを使い、先生が生徒を当てていくので予習必須というところです。択一の勉強で基本的知識がある程度あったおかげで、授業のついていきやすさが違っていたと思っています。

もう一つ大学の授業と違うのは、実務家教員が来るところです。私も含め、実務家になってしまふと実務を一番に考えるようになり、判例がどうなっているかが一番になってきます。学部的时候は、有力な説があるとか反対説がある、この判例は批判されているなど、学説自体を結構熱心に勉強すると思いますが、ロースクールに入ると判例がどうなっているのかが一番大事になってきます。ある意味それは当然です。実務と違う立場に立って弁護活動するのは自由ですが、実務と違う立場に立てば、あなたの依頼者が負けるという話になります。それは実務家として許されないでしょう。ですから授業も、まず判例はどうなっているかというところから入っていきます。例えば、刑事訴訟で緊急逮捕違憲説がありますが、その前提で話を始める人はいません。そういう意味でも、ある程度根性を決めて基本的知識を勉強しないとついていけないという感じが、気付いたことでした。

そして、エクスターンシップというものが始まりました。法律事務所に二週間お邪魔して弁護士に付かせてもらうもので、それで単位をもらえます。エクスターンシップは、弁護士がどうやって仕事をしているのかを知る機会になりました。

私がお邪魔させてもらったのは大阪の裁判所に近い事務所だったので、弁護士の生活はとにかくあわただしく、裁判が十時、十一時半、十四時などに入っていて、それも大阪、姫路、京

都など、移動を伴うのです。あっちこっちに行つて、その合間にお客さんが来られる、電話がかかってきたらかけ直すという感じで仕事をこなして、とても忙しそうにしておられました。ご飯も外食で、二十分で食べて戻るといふのを目の当たりにして、こんなスピードでやっていたら、判例をいちいち調べていたら仕事が回らないなと思つたのが、ロースクール時代の衝撃でした。

もう一つ、ロースクールになつて変えたことがあります。それが勉強方法です。このときみんなそうしていたからというのもあるのですが、同級生と試験対策として勉強会をするようになりました。学部生のときにも、ゼミの人と発表の準備はしていましたが、勉強は一人でガリ勉強をしていて、試験対策としての勉強会はしていませんでした。ロースクールの勉強会では、各自で過去問を解いて答案を回し、人の答案に「これはおかしい」「分かりにくい」と書き込んで答案を書いた人へ戻し、コメントし合うということをやっていました。

これはすぐよくかつたと思つています。結局、司法試験というのは、人より少し上手に答案を書けば受かる試験なのです。先ほど合格者数が下がってきていると言いましたが、二十数パーセントは合格しているので、前後左右の人を落とせば合格できるわけです。しかし、一人で勉強しているというふうな気分にはなれず、周りがすごく賢く見えるのです。そこで勉強会をして、みんながどれくらいか答案を書いているのかが分かれば、そうでもないかと肩の力が抜けると思うの

です。あの人ならこう書くかなというイメージさえつかんでいれば、本番の試験のときも、ある程度冷静に落ち着いて勉強の成果を出せるのではないかと思います。

司法試験合格後

司法修習時代

そうこうして司法試験に合格でき、司法修習が始まります。

司法修習とは何か分かりますか？ 裁判所法六十六条に「司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる」と書いてあつて、司法試験に合格したら司法修習生になれるわけです。第六十七条には、修習とは何かということ、「司法修習生は、少くとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える」と書いてあります。三項には「第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」となっており、「司法修習に関する規則」というものがあります。その第五条の第一項に、「司法修習生は、修習期間の中、少なくとも、十箇月は実務を修習しなければならない」、第二項に「少なくとも、四箇月は裁判所で、二箇月は検察庁で、二箇月は弁護士会」と書いてあるのです。足しても八カ月にし

かなりません。足りない二カ月は選択修習と呼ばれて、自分の進路に合わせて選ぶことができます。

これで第一項で定められた十カ月になりますが、司法修習は一年間だと裁判所法第六十七条一項にあるので、あと二カ月足りません。その二カ月が集合修習で、埼玉県和光市の司法研修所で、一クラス七十人くらいで座学を受けます。修習ではこれを使って勉強してくださいというところでいろいろな教科書類が送られてくるのですが、ロースクールの教科書と一部かぶっていました。こうして修習が始まりました。

実務修習

実務修習は、要は裁判所等に行くのですが、どこで修習するかというと全国でやることになっています。場所は一応希望が出せますが、最終的には最高裁が決めます。北海道は沖縄と並んで人気だという話を聞いたことがあるのですが、修習生のときに就職活動をしなければいけないので、北海道で就職するならそれでいいけれど、そうでないなら結構大変です。私は、普通に大阪で修習することになりました。

司法修習が始まる頃には、私は弁護士より裁判官がいいと、何となく思うようになっていまし

た。なぜかというところ、エクスタインシップを経験して、弁護士の仕事ぶりを見て、落ち着いて物事を考えたい私にとっては厳しいと思ったということも一つあります。もう一つは、今思うと勘違いなのですが、依頼者の立場に立つのが苦しいと思ったことです。どんなに腕のいい弁護士でも事実は曲げられないので、負けるときは負けるというごく当たり前のことが、このときには得心できませんでした。例えば、商法の消滅時効と民法の消滅時効は違いますが、商事消滅時効が完成しているときに、何とか頑張って時効ではないと言おうと思つて、「これは商事債権ではない、民事の消滅時効だ」と言つてみたり、「中断している」などといういろいろ考えるのですが、それが無理なときはとても苦しいと、弁護士さんの横で見えて分かるのです。それでも言わなければいけないというのがつらいと、このときの私は思つたのです。

ただ、今思えば弁護士の仕事の本質は、裁判に勝つか負けるかではなく、よく依頼者の話を聞いて、できることの中で一番いいことを提案するカウンセラー的なことではないかと思ひます(経験もない私が語るのもおこがましいのですが)。しかし、このときは自分が正しいと思う立場に立つて判断する裁判官の方がいいのではないかと思つていました。

あとは都市伝説レベルの話ですが、裁判官になりたいなら修習の最初に裁判官志望と言わないとなかなか内定をもらえないという話があつて、途中から裁判官になるのは難しいのかなと思つ

たので、無理だったら辞めればいいから取りあえず裁判官を志望したところから修習がスタートしていました。

始まってから、裁判官がどのようなところで仕事をしているかをほぼ初めて見たのですが、裁判所のどこで仕事をしているか知っていますか？ 一人の裁判官が一週間にどれぐらい法廷に座っているか、イメージを持っておられますか？

裁判所の規模にもよりますが、法廷に座っているのは大体週に二日か三日くらいです。毎日座っているという人はなかなかいないのではないかと思います。あとは何をしているかというところ、法廷には「本日の裁判」という張り紙がしてあって、十時から十二時、昼の部は十三時半から三十分置きに書いてあるわけです。では十二時から十三時半までは裁判官は何をしているのでしょうか。十六時半になったら家に帰るのでしょうか。確かに修習生のとき、裁判傍聴をしようと傍聴席が開くまで廊下で待っていると、傍聴マニアおじさんが「昼休みは長いし朝も遅いし、裁判官はええのお」と言っていました。しかし、それは間違いです。法廷にいる以外の時間（朝十時まで、十二時から十三時半、十六時半以降）、法廷で出された書面や、郵便やファックスで当事者の人たちが出てくる書類を読まなければいけませんし、そこに何か判例が書いてあればそれが本当か調べなければいけません。また、判決を自分で書かなくてはいけないので、その時間も確

保しなければいけません。それらを法廷にいないときや法廷のない日にすることになります。それをどこでやるかという点、法廷ではなく、後ろにある裁判官室と呼ばれている部屋です。

一般的な裁判官室についてみると、裁判官室では、裁判長と裁判官二人の三人がいて、パソコンを三台置いて仕事をしています。この三人は、誰かが転勤するまで基本的にシャッフルすることとはなく同じメンバーで、裁判を何件か持つことになります。この三人で裁判をやるときもありますし、単独で裁判ができる場合は、この中の一人が法廷に行つてまた戻つてくることになります。それがないときは、裁判官室で書類を読んだりします。

ここで議論もするのですが、私がいいなと思つたのは、それぞれ経験年数は違うけれども年配の人が考えを押しついたりせず、若い人も自分の考えを話し、お互いを尊重しながら、みんなでどうすればいいか考えているという雰囲気だったことです。

これに対して、修習で検察官や弁護士も経験したのですが、検察官の取り調べが私には向いていないと思えました。嘘をついているか分からない人に、嘘をついているという前提で「こうじゃないの」と聞くのがしんどかったです。弁護士も、基本は自分一人でやっていく感じで、あまり人と組んで事件を扱うことはなく、事務所にいても、みんな各地の裁判所に行つたり出入りが激しいので、不在にしている時間も長く、相談や議論が難しいと感じ、だんだん弁護士より裁判官

がいいなと思うようになっていきました。

こういった検察官、弁護士の影響について、繰り返しにはなりますが、今思えば私の認識が浅かったというか、検察官は検察官の良いところがありますし、弁護士は人とコミュニケーションを取ることができません。裁判官は、困っている本人に直接タッチして解決してあげることはなかなかできません。こういう証拠があつてこういう結論ですというのを出して、ある程度終わってしまいます。しかし弁護士だと、それを踏まえてどうしていきましようかというケアもできるので、今は魅力的だと思えるようになってきました。以上が、実務修習で感じた話です。

集合修習

次に、最後の二カ月にある集合修習の話です。埼玉県和光市には司法研修所循環という路線バスがあるので、そのバスに揺られて勉強しに行っていました。研修所では教室で座学を受けるのですが、大学の授業とは違い、修習に入ったときに送られてきた『要件事実』等の教科書を前提に、法律、判例がどうなっているかというところからスタートします。本当に実践的に、訴状はどうやって書くか、差し押さえはどうやってするかという話をしていくわけです。ここで思ったのは、もっと早く、勉強を始めた頃に、法律はこうなっているのだ、こういうときに使うのだ

ということをイメージできていればということでした。

二回試験

修習が終わると、二回試験といわれているものがあります。裁判所法第六十七条の一項に「少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは」と書いてある試験のことで、最後にあるのですが、これがすごいのです。一科目七時間半を五日間で実施します。科目は、修習でやった民事裁判、刑事裁判、民事弁護、刑事弁護、検察の五科目です。朝の九時から十時頃に始まり、夕方の方の十六時半から十七時半頃に終わるといって、将棋のタイトル戦くらい長いのですが、将棋と違って外に出て行つてはいけないのでご飯は持ち込んで食べます。食べる時間は時間帯のみ決められているので、「あいつは先に食べた」などという、ちよつとした心理戦もありました。

今から受けろと言われても二度と受けたくないような試験です。二十ページくらいの問題があり、あなたなら弁護士としてどうするかについて、二十枚くらい答案を書くような感じだったと思います。大体昼までに問題を読み終わって、昼から夕方までずっと答案を書いて終わるといって感じですよ。

私が受けた平成二十一年は、二千六十七人修習生がいて、七十五人が落ちています。平成

二十七年になると千七百八十七人中 五十四人で、合格率自体は下がっていますが、大体は受かるわけです。だからといってのほほんとしていいかというと、実際にこの立場に立つとプレッシャーがすごくて、とても大変です。司法試験は落ちても来年があります。この試験は落ちても次の年に受ければ法曹資格自体はもらえるのですが、裁判官や弁護士事務所からもらった内定はどうなるでしょう。就職と一緒に、単位が取れず卒業できなくなったら、次の内定をなかなかキープしてくれなくなります。つまりメンタルが問われる試験なのですが、ここで度胸をつけて何とか受かると法曹資格がもらえます。ここまですが法曹になるまでの話です。

法学部生のうちにしておいた方がいいこと

(一) 基本的知識を身に付ける



ここまですを踏まえて、私が法学部生のうちにしておいた方がいいと思ったことは、何回も言っていますが、「基礎的知識を身に付ける」ということです。大変普通で申し訳ないですが、これは択一の勉強をしておけばいいという話ではありません。特に修習が始まって以降は、すごいス

ピードで回っていきます。膨大な量の事件が来るので、それをさばいていかないと、どんどんたまっていきます。また、修習のときも、裁判官室の隅に座らせてもらって裁判官と議論するのですが、基本的知識がないとそのスピードについていけないのです。引いては、普通の法学部の勉強をするときも、「とある条文ではこうなっているが、別のケースではどうなるのか」という発想ができるようになる、論点に気付くには、ある程度の基本的知識がないといけません。結局いつかは覚えなれないといけないことなので、早めに覚えておいた方がいいと思います。これが一つ目です。

2 イメージの持つ力について

ルネ・マグリットというベルギーの画家はご存じでしょうか。鳥の中に青空が広がっている絵や山高帽を被った男性が浮いている絵などが有名で、シュルレアリスムの大家です。彼の「イメージの裏切り」というタイトルの絵は、パイプの絵の下に「これはパイプではない (Ceci n'est pas une pipe)」と書かれています。見る人によって絵画の解釈は違うとはいえ、一般的にいわれて

いる意味は「これは絵であって、パイプではない」ということのようにです。法律もある意味一緒かなと思っているところがあるので、もう少し詳しく見ていきたいと思います。

裁判官の生活

司法試験に受かって裁判官になったときの話です。新人の裁判官は、最初に全国のどこかの地に配属されます。地方裁判所の本庁は、北海道は広すぎるので四つに分かれており、あとは全国都府県に一つずつ、支部が二百三カ所あります。支部というのは支店のようなもので、全部の裁判をやっているわけではないのですが、都市の規模によって、その辺に住んでいる人の一部の裁判を支部でやっているわけです。札幌地裁の管轄では、小樽支部、苫小牧支部、室蘭支部、岩見沢支部、滝川支部などがあるので、小樽の人は小樽で裁判を受けられるようになっていきます。

実際にどういう感じか見ていくと、東京地裁には簡裁判事ではなく地裁判事が四百八十二名いて、先ほど話した裁判官室を一部と数えるのですが、民事部五十一部、刑事部は二十一部あり、とても大きいです。一方、島根県の隠岐島という離島にある西郷支部という裁判所では、常駐は簡裁判事しかおられず、地裁判事は三カ月に二回くらいしか来ません。裁判所といっても、メンバーも事件数も全く違います。ですので、やり方も同じようにやれるわけがなく、場所によって

特色がいろいろとあります。

私の最初の任地は島根県松江市でした。松江市の人口は約二十万人です。鳥取県とデッドヒート中ですが、全国最小の県庁所在地にある裁判所だと思えます。そうなつてくると、裁判官も例えば民事事件だけをやっていればいいというわけではなく、いろいろなことをみんなでしなければいけないという感じで、とても大変で忙しかったです。

私は関西出身ですが、松江といわれてもどこという感じで、知り合いもおらず、初めての一人暮らしでした。松江も結構雪がひどくて大変で、改札も自動改札ではなく、電車ではなく汽車という、カルチャーショックを感じながらのスタートを切りました。

生活のあれこれ

実際どんな生活をしているかというのと、裁判官は、出勤時間や退勤時間が決まっています。大体朝九時には来てほしいという感じで、帰りも少なくとも十七時くらいまでは残っているというのがルールです。しかし、十七時ダッシュはなかなかできず、結局二十一時くらいまで残らないと終わらないという感じでした。最初の方はそれでも足りなくて、土日のどちらかは仕事をしないと次々と事件が来てしまうという仕事ぶりでした。

住まいのこともよく聞かれますが、希望すれば、大体官舎をあてがってもらえます。三年に一回どこに行くか分かりませんが、例えば四月の異動を三カ月前に教えてもらうのですが、よく分らない土地に引越すことになるので、人によりますが官舎に入ることが多いと思います。

任官してすぐやること・できること

新卒の裁判官ができることは、裁判所法二十七条で決められており、「判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、一人で裁判をすることができない」となっています。判事補が判事になれるのは十年目なので、裁判ができないなら何もできないと思うかもしれませんが。しかし、民事訴訟法百二十三条には、「判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができ」とあり、刑法にも「判決以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる」とあります。

では、何ができるかというと、決定、命令です。具体的にいうと、刑事なら逮捕状の発付や勾留の裁判、民事なら訴え提起前の証拠保全などで、それは単独でできるので、任官してすぐはそのようなことをします。

他に、少年法にも判事補の職権について、第四条に「第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる」と書いてあります。第二十条というのは検察官への送致で、「刑

事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない」とあるのですが、それ以外の少年院送致や保護観察にする処分は判事補ができることになりません。

さらに「判事補の職権の特例に関する法律」では、「その年数を通算して五年以上になる者のうち（中略）判事の権限を有するものとする」とあるので、私は今これに当たります。五年たてば判事の権限を有するということは、判決などの裁判を一人でできることになります。もちろん、殺人事件などの刑事事件は法定合議事件（三人裁判）になるので一人ではできませんし、私が裁判長になることはあり得ないのですが、例えば自白している窃盗事件などの刑事事件や離婚事件など、一人で判決までできることになります。

では、それまでは逮捕状を出しているだけかというところ、そうではありません。民事部が刑事部の左陪席としてスタートします。左陪席というのは、裁判長から見て左手に座っている人です。私は、民事部で三年半、刑事部で二年、事件を扱いました。三人でする事件というのは、刑事であれば法定合議事件（殺人など）、民事であれば国家賠償請求、行政事件、医療過誤、建築紛争などの複雑な事件です。

左陪席以外の二人は一人で事件を持てるので、大体自分の単独事件を持っています。左陪席は

三人裁判事件しか事件がないので、一番頑張つてやってくださいと言われていました。主任裁判官として記録を読んだり、過去の判例や、文献に書いてあることをリサーチし、紙にまとめて、それを他の裁判官に報告します。「どうしましょう」と言うのでは駄目で、「私はこう思うからこうしたいです」というところまである程度プレゼンをし、それでよしとなつたら、話し合いの方針に従つて進めていくこととなります。民事訴訟の話になると、受命裁判官ができるとなっている弁論準備手続や、和解手続を一人で進めていきます。いざ判決になつたら、裁判長が書いてくれば絶対に早くて良いものができますが、そういうことはせず、左陪席が書いたものを見てもらつて直してもらうという感じになります。

この時期の経験を通じて感じたのは、やはり経験はすごいということです。事件の記録というのは、民事の原告や被告が出してきた書類や証拠、刑事も調書など、一つの事件ですごい量が来て、それを同時並行で何十件も回すわけです。読むだけでも大変なのですが、裁判長になると、これと別に自分の単独事件を持つていても忙しいのです。それでも私が頑張つて読んで「こう思う」と言つても、「この視点が抜けている」「この事実関係がはつきりしない」と的確に指摘され、かなわないと思うこともあります。逆に和解では、話し合った上で一人で進めても、代理人に「それはちゃんと裁判長と話し合っていますか」と言われます。「話し合っています」と

言うのですが、全く和解に乗り気ではないのです。それが、裁判長が言うのと和解できることもあり、経験の大切さを感じました。経験ではかなわないので、この時期は記録に食らいつくというか、隅々まで判例を調べ、記録をちゃんと読むなど、できることをするしかありません。

あとは、松江は小さいところだったので、東京や大阪なら専門の部署で大量に処理するようなもの（民事の強制執行・破産・保全、刑事の令状等）を、私が最初から担当させてもらうことになりました。このあたりは大学の授業で扱うこともあると思うのですが、想像力がないと、大学で勉強してもなかなか実感を持ちにくいところだと思います。例えばローンを組んで銀行が差し押さえたり、債権回収できないから破産したりという話は、世の中への影響力が大きいのです。ここでこの人を破産させるかどうかというときに、それがどういう結論をもたらすのかをちゃんと分かっていないと、理屈だけで判断するのはとても怖いことだと思います。私自身、そういうことをちゃんと知っておけばよかったと思いました。

さらに経験を積むと

さらに経験を積むと、もつと裁量の大きな少年事件や家事事件を担当させてもらうことになります。この辺は福祉主義、後見主義、職権主義がキーワードになってくる分野で、家庭裁判所

の事件です。例えば刑事であれば行為に見合う刑罰を与えますが（行為責任主義）、少年事件は二十歳未満の少年による犯罪に対する処分を決める手続となるためそういう単純な図式は取られません。どうしてこうした事件・非行に及んだのかを科学的に解明し、再犯防止に努めなければならず、そのためにどのような処分がいいか考える手続になります。

審判でも、刑事事件であれば事件の内容そのものの解明が大事だと思いますが、少年審判だと、何をしたかもちろん大事ですが、どうしてそういうことをしたのか、反省はしているかというところも見て、足りなければそういうところを少年に考えさせなければいけません。そういう見極めが必要なので、裁判所の持つている裁量が大きくなるのです。家事事件も、例えば別れた子供と同居していない親が子供と会いたいとき、どう会うのが子供のためになるのか、月に何回、何時間なのか、宿泊を伴う面会はどうかなど、裁量が大きくなります。ですから、経験を積んでからでないといけないことで、だんだんこういう事件もやるようになっていきます。

法学部生のうちにしておいた方がいいこと

(二) 裁判を体験する

ここまでの経験を踏まえ、法学部生のうちにしておけばよかつたと思うことの二つ目があります。それは、裁判を体験することです。早めに裁判を見に行つた方がいいと思います。それはイメージを持つためです。結局、法律は学問ですが、政治的な側面も否定できません。法律というのは国会で作られたもので、政治的な力が働いているからです。結局、人のためにあるのが法律で、使う人があつてこそという面があると思います。ですから、法律がどのような場面で機能しているか、早めに分かつた方が、勉強も面白くなると思います。

私は修習生になるまで傍聴もろくにしておらず、始まつてから弁論準備というのはこういうものなのか、こういうことをしているのかと知りました。また、破産、執行、少年事件なども、修習生のときはあまり重点を置いて勉強するところではないので、誰にどんな影響を与えるのか把握しておいた方が、勉強にも彩りがあつたと思います。結局、教科書で読んでるのは文字なの



で、裁判とは何なのか自分で体験した方がいいと思います。それは傍聴だけでなく、本でもドラマでも何でもいいので、イメージを自分で持った方がいいと思います。

3 人とのつながりについて

ベルギーに来てから考えたことの三つ目は、人とのつながりについてです。

留学中は、ベルギーの大学で LL.M. (Master of Laws) という法学修士を卒業した人向けの一年間のプログラムを受けていました。アメリカの LL.M. と違い、卒業したからといって法曹資格がもらえるわけではないのですが、就職のために、いろいろな国からいろいろな人が来ていました。私が行っていたときは二十人ほどで、私を入れて三人がアジア（日本・タイ・中国）から、三人がベルギーからで、あとはブルガリア、ロシア、ギリシア、イギリス、ブラジルからという人もいました。

クラスメイト

クラスメイトとそれぞれの国の制度について話していると、驚かされることもあれば驚かせることもあり、いろいろ勉強させてもらいました。日本のことで一番聞かれたのは、死刑のことで、死刑が今もあることは知識として知っていますが、ロシアでは制度があっても執行は止まっているので、日本はどうか、毎年何人死刑判決が言い渡されて何人執行されているのかと聞かれるのです。あと驚かれたのは、結婚できる年齢が男女で違うことや、女性の再婚禁止期間があることです。

逆に驚かされたのは、同性婚が制度として普通に認められていることです。最後に認めた国は、結婚ではなくシビルユニオンだっただと思いますが、イタリアです（二〇一六年十二月時点）。イタリアはカトリックの総本山で宗教的に異性以外の結婚は認められなかったのですが、人権侵害といわれて認めるようになりました。あと、子供との面会行為や子供に対する親の関わり感覚がかなり違うことにも驚きました。日本では月に一回会うくらいがスタートラインのところが多く、会えない父親もいるのですが、向こうは週に三日父親のところ、週に四日は母親のところと

というのが普通で、月に一回と言ったら驚かれました。どちらがいいという話ではないと思うのですが、文化が違うところも違うのかと、仲間からはいろいろ刺激を受けました。

ベルギーとテロ

あと、勉強・法律面以外に彼らの存在を強くありがたいと認識したのは、テロのときです。ご存じのとおり、一年半ほど前（編注…二〇一五年十一月十三日）、パリの劇場とスタジアムで爆撃や銃撃戦があつて多くの方が亡くなられました。金曜の夜だったので、私はクラスメイトと映画を見に行っていました。二十三時半くらいに映画が終わると（彼らがどうやって知ったのか分からなかったのですが）、みんな携帯電話をいじりだして、「パリでテロがあつた」「スタジアムが爆発した」と言い出しました。私はそのとき、ごみ箱が爆発した程度に思っていたのですが、亡くなった方もいて犯人も捕まっていないと聞いて、とても恐ろしくなりました。私が住んでいたところはパリから三百三十キロ離れていたのですが、パリとベルギーは陸続きで国境審査も何もないので、来ようと思えば来られるのです。ですから、私の実感としては近いと思っていました。

犯人がベルギーの方に逃げたと聞いていたのですが、割と穏やかに一週間が過ぎた後、急にテ

口の恐れがあるということで、ブリュッセルの学校、銀行、スーパーが全部閉まりました。そして銃を持った警察官が駅をうろうろして、装甲車もよく走っていました。後で聞いて驚いたのですが、このとき、ベルギーの警察が一日で二十カ所を捜索して十六人逮捕し、翌日十五人釈放ということを何日間か続けていたことです。これは日本ではあり得ないことです。ベルギーは刑事訴訟の手続が日本と違い、令状がなくても原則逮捕できるのです。二十四時間は勾留できて、そこから裁判官が審査するので、それまでに釈放すればいいことになっています。

こうした話は友達に教えてもらって分かったのですが、どこで何をやっているのかという情報は全く入ってきませんでした。追加で情報を集めようと思い、ツイッターやフェイスブックをチェックしていると、一般の人が「ブリュッセルの〇〇通りでいっぱい警察が集まっている」などつぶやいているのです。私はそれを見て、今そこに行くとは危ないと分かったのですが、警察にすれば捜査の妨害になるなと思っていたら、何時間かしたら警察が「捜査の情報をつぶやかないてください」とツイッターでつぶやいたのです。もちろん強制力はないのですが、市民の皆さんも捜査が成功してほしいと思ったのか、なぜか猫の写真やハッシュタグを付けて投稿しました。私も見ていたので覚えているのですが、確か最初は新聞記者か誰かが、「代わりに猫の画像をツイートします」とやりだして、何時間かで爆発的に広まったことがありました。結局、この

捜査では重要な犯人の一人であるサラ・アブデスラム容疑者は確保できませんでしたが、警察はツイッターで猫のえさの画像を付けて「ご協力ありがとうございます」とコメントしています。

そのとき捕まえられなかったサラ容疑者は三月になって捕まり、テロには負けないというお祭りムードが一瞬広がったのですが、そのすぐ後に空港と地下鉄で爆発がありました。私が住んでいたところから二十五〜三十キロの距離で、

朝八時と九時にそれぞれ起こりました。平日だったので、朝起きたら友達からフェイスブックのメッセージが入っていて、こういうことがあったから家から出てはいけないと教えてもらいました。通常は現地のテレビを見れば分かるかもしれませんが、現地メディアはオランダ語の地域だったので、誰かに翻訳してもらわないと何が起きているのか私には分からなかったのです。

この一日は本当に大変でした。まず、八時と九時に起こった事件を九時半くらいに知りませんでした。今になればこの二件で終わったと分かりますが、九時半時点の説明だと、自分が住んでいる付近でもう一回起こる可能性もあるということだったのです。自分はここにおいて大丈夫か心配でした



@PolFed_presse 11:12AM - 23 Nov 2015

し、大学の授業もどうなるか分かりません。十時くらいまで様子を見ていたら、これ以上は起きないということが何となく分かってきたのですが、大学の授業はどうするのか。他の大学は全部休講になったのですが、なぜか私が行っていた大学だけは謎のアナキー精神を発揮して、授業は全部やりますと流れてきたので、学校に行かなければいけませんでした。三時くらいになると、日本でも事件が知らされたようで、いろいろな人から心配するメールを頂きました。夜になると、空港で爆発があつて当然飛行機が飛ばず、帰れなくなつた人たちがたくさんいたので、家の近くの体育館のようなところで受け入れが始まりましたが、犯人はまだ見付からないということ、いろいろなことが同時並行で起こつて、身を守ることがすごく大変でした。

これで生活がどう変わったかという点、ベルギーで一番大きな国際空港が爆破されてしばらく使えないので、日本に帰れないと思つたのですが、結局、空港は一カ月ほど使えるようになりました。ただ、セキュリティチェックが非常に厳しくなりました。例えば、空港に近づく車は全て荷物検査され、空港の建物に入るときに全員のかばんをX線に通すようになって、すごく混雑するので四時間前に来てくださいということになりましたし、鉄道の駅でも荷物検査をするようになって、駅に入るのにすごい行列になって大混乱でしたし、スーパーマーケットでも荷物検査があるくらいで、生活が一変して本当に気がめいました。

このときはちょうどイースターホリデーが始まる直前で学校はなかったのですが、友達に「出歩かない方がいいか」と言ったら、「テロに負けるべきではない。行け、行け」と言われて、マインドの違いを感じました。何が起こったのか分からなかったのを助けてもらったことや、その後、「行ける、行ける。大丈夫」と励ましてもらったこともあって、知り合いをつくっておいてよかったと思いました。

裁判所の方に話を戻しますが、仕事を始めると、書記官や事務官の方たちとの接点が増えますし、彼らがいらないといろいろな仕事成り立たないということが分かりました。また、皆さん個性や考え方、歴史があるので、それらを踏まえて円滑な人間関係をつくらないと、仕事はやっていけないと思いました。どうしてこういう話をするかというと、裁判官は三千人いるのですが、結局、狭い世界なので、次の勤務先に前の勤務地で一緒に仕事をしていた方の知り合いがいるということが必ず起こるからです。基本的に書記官は全国に転勤するわけではなく、大体近畿であれば近畿の中で転勤するのですが、裁判官はそうではなく、「この人とは一緒だった」という話がよく出てくるので、人とのつながりを大事にしないといけないと感じるようになりました。

法学部生のうちにしておいた方がいいこと

(三) 信頼できる友人をつくる

以上のことから、法学部生のうちにしておいた方がいいことの三つ目は、信頼できる友人関係を構築しておくことです。法学部なので友人という表現にしましたが、社会に出たら人間関係という言葉に置き換えてもらえばいいと思います。

法学部は集団教室で授業を受ける座学が基本で、隣に座っている人と話す機会はないと思います。でも、結局人間関係の中で動いているのが法律なので、他の人が何を考えているのかを知ることが、いいことだと思います。先ほど、勉強会でみんながどんな答案を書いているのか知ることとは大事という話をしましたが、それ以外の論点でも何でも、法律についてみんなどう考えているのかを知る意味でも、役に立つことがいっぱいあると思います。

私はゼミがきっかけですごく友達が増えたと思っっているのですが、信頼できる友達をつくれればいいと思います。特にロースクールでは、結局みんな法曹になるので、そのときの人間関係がそ



のままスライドしていくこともあるので大事だと思います。

4 裁判と社会について

ベルギー・陪審裁判

次に、ベルギーの司法制度について話します。日本と大体一緒で、日本の地裁に当たるところが第一審裁判所、商事裁判所、労働裁判所で、商事と労働が分かれています。高裁になると控訴院になり、労働だけは労働高裁というところがあつて、重罪院というのもあります。そして、最高裁に当たるところが破棄院となっています。

一つだけ高裁レベルからスタートするのが、重罪院というところです。ここは一定の重大な刑事事件のみを扱うところで、国民の代表である陪審が判断する陪審裁判をやっています。それがなぜ高裁からスタートするかというと、基本的に控訴できないからです。要は陪審が判断するの

で、裁判官が干渉してはいけないという発想なのです。法律上の争点に対してしか控訴できないので、高裁からスタートしています。これが私にとっては興味深かったので、もう少しここについてお話ししたいと思います。

日本だと、同じような制度で裁判員裁判がありますが、裁判員導入のコンセプトは、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されることになることによつて、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」。「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができると新たな制度を導入すべきである」と司法制度改革審議会では言っています。

池田氏の解説本（池田修「解説 裁判員法―立法の経緯と課題」弘文堂）を見ると、「国民の司法に対する理解を増進し、長期的に見て裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的とするものであり」「刑事裁判が抱える問題を解決する推進力となることも期待される」とあり

ベルギー・司法制度



講演当日のスライドより

ます。例えば、裁判の長期化の改善が期待できるということです。さらにもう少し踏み込んだ話をする、「これまでの職業裁判官による刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるためには司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自らが主権者として裁判を行う制度を導入すべきであるなどといった意見もみられたが」そうではなく、「裁判官以外の者に事実認定を委ねる陪審型の制度は採用されなかった」と言っています。

これに対して、国民自らが主権者として裁判を行う、裁判官以外の者で事実認定を行うのがベルギーの裁判で、基本的に事実認定と量刑を分けていて、事実認定については陪審のみで判断しています。制度ができた当初、事実認定については「はい」か「いいえ」かだけ陪審に答えさせていたのですが、なぜ「はい」なのかという理由がないと批判され、公平な裁判を受ける権利の侵害だと欧州人権裁判所に言われてしまい、理由も付加することになりました。そして、陪審が結論を出したところで裁判官も加わって理由付けを話し合い、文書に書く作業をしていたのですが、理由も付加するということは、結局、事実認定の結論だけ陪審が先に決めるといえることです。

次第に、結論だけ決めるのも難しいのではないかと、例えば殺意、責任能力の有無などを陪審だけで判断するのは難しいという話になってきて、まさに私の留学中に制度が変わって、事実認定の評議をしている陪審の部屋に裁判官が入るようになりました。ただ、これもまだ踏みとどまっ

ていて、日本の裁判員とは違い、裁判官は意見を述べることはできるけれどもあくまでアドバイスというか、拘束力はないという制度になっています。すごい改正をしているのですが見切り発車な感じもない訳ではなく、ベルギーの裁判官に「前とやり方が変わっていて、どうなのですか」と聞くと、「僕はこう思うからこうやってみる」という返事が返ってきました。他の裁判官と話し合っている形跡も、研究された形跡もうかがえず、それで取りあえず始めてみるというのが、何ともベルギーらしいところですよ。

具体的な事例

何件か私が傍聴した事件も驚きの連続だったので、お話しさせていただきます。

一件目は、オランダ人カップルが、ベルギー人の資産家を強盗目的で殺害した事件です。あと一人いるのですが、従犯なので取りあえず置いておきます。

この事件を傍聴して驚いたのが、全員が証言することです。むしろ証言しかしません。第一発見者がまず話をして、解剖した医者、被告人を取り調べた警察官が出てきて知っていることを全部話して、最初から捜査を見てもらうという発想なのです。

しかも、驚きの二つ目ですが、記録を取りません。多分、控訴できないからだだと思います。日

本だったら話したことは全て調書に残しますが、しゃべりっぱなしです。「後から聞いてないとなったり、あれは何と言っていたつけとなったりしないのか」と聞いたのですが、「みんなで聞いているから大丈夫」と言われました。

三つ目が、判決理由を裁判長が書いていたことです。これは裁判長にもよると思いますが、私の感覚だとまず左陪席が書いて、右陪席が書いて、裁判長が直すという発想だったのですが、私が見たときにはもう裁判長が書き始めていました。自分が書く機会がもらえないということ、成長や育成はあまり考えていないのかなと思いました。

次に傍聴したのは、ベルギー人の男性が交際相手のモロッコ人女性を殺害したもので、彼女は精神的に問題があつてヒステリーを起こしたので、自分は仕方なく刺したのだと正当防衛を主張していました。

この事件で驚いたのは、陪審が全員白人で被告人も白人、被害者はムスリムという対立構造になつていたことで、私はこれは本当に平等なのかと思つたのですが、みんなそこに違和感は抱いていなかったようなのです。ただ、被害者にも代理人が付けられるので、被害者のモロッコ人女性の代理人の弁護士が陪審を選ぶにあつて、年配の白人男性を全て拒否していました。ベルギーの言葉が分かる人でないと陪審になれないので、陪審は全て白人で、ムスリムの人はまず呼ばれ

ないので、やはりムスリムに対する偏見があつて被害者が軽く見られるという発想で、年配の男性を全て拒否していたのではないかと思えます。

次に傍聴したのがB21という兄妹が被告人になつた事件です。これは登場人物全員がムスリムで、証人もトルコやモロッコなどいろいろなところの人が話をされてきました。場所もシシャバーという水たばこが吸える、ムスリムの人ばかりがいるようなバーで起こつた事件なので、証人全員に通訳を付けてもらわないと何を言っているか分からないような事件でした。

このとき驚いたポイントは、厳重な警備体制が取られていたことです。パリとブリュッセルのテロの後だつたことと、被告人の元夫にシリアで活動していた過去があつたらしく、裁判に呼ばれるという訳ではなかつたのですが、もしかしたら来るかもしれないということで、軍人が警備に当たり、金属探知機も使用されるという特別な警備体制が取られていました。

二番目のポイントは、ムスリムの被告人を応援する仲間がたくさん来ていて、判決言渡日には盛り上げようとしたのか、民族衣装を着て判決を聞きに来了ました。街並みはベルギーなのに、裁判所の前にムスリムのコミュニティがあつて、普段はそんなコミュニティがあることは意識しないのですが、このときにはこれだけいるのかと強く意識させられました。

三つ目に驚いたのは、アフターファイブです。実際は三時に裁判が終わつていたのでアフタース

リーになります。裁判が終わって裁判官が判決に署名をすると、すぐ帰るのです。「ついておいで」と言われてついて行ったら、裁判所の前にあるカフェでビールを飲み始めました。えっと思つていたら、そこに検察官と弁護士もやって来たのです。たまたまではなく約束していたようで、少し事件の話もしながら、世間話もいろいろされていきました。これも日本の感覚ではあり得ないことです。新年会など、百人くらいで集まるようなものならあり得ると思いますが、この事件に関係した人で集まろうというのは、被告人や被害者が見たらどう思うのかという思いもありました。

小括すると、まず審理が終わればスパッと帰ります。裁判官同士で、経験のある人がない人を教えてあげようという意識もあまり感じられず、オンオフの切り替えがはつきりしていて、ある意味仕事に集中していると言えはしているのかもしれませんが、日本の裁判官とはここが大きく違うところでした。ベルギーの裁判官は、良く言えばのびのびしていて、転勤もなく、メンバーもやっている仕事もずっと同じなので、モチベーションの維持というか、いろいろな人から刺激を受けたり、自分のやっている仕事がこれで正しいのかどうか、検証したりする機会がなかなかないのではないかと思います。それはある意味いいところもある一方、裁判官として不安になることはないのだろうかと思つたところもありました。あとは、法律を取りあえず変えてみようという感じで柔軟に変えていくところは、多様性に対して寛容なのだと思います。

法学部生のうちにしておいた方がいいこと

(四) お酒に学ぶ

最後、法学部生のうちにしておいた方がいいと思うことの四つ目は、お酒に学ぶことです。これは別にお酒を飲もう、飲み会に行こうという話ではなく、一つは友達など人とのつながりを大切にしようという意味で、ビアカフェ文化には学ぶ面がある、ちゃんとコミュニケーションを取って、みんなが何を考えているかを知りましょうということです。そういうことが自分の勉強していることの意味が分かるきっかけになると思います。

また、最初にベルギービールは種類が多様だという話をしました。もちろん日本と向こうでは文化も歴史も違うし、どちらがいいという話ではないのですが、多様性やテロのときの猫のツイッターなどの緩さを見て、肩の力を抜くことがあってもいいのではないかと思いました。特に私は法学部やロースクールのときのことをほとんど覚えていないくらい、ずっと勉強していました。それも悪くはないのですが、たまには視点を遠くに据えて、肩の力を抜く機会があっても、また



人生の楽しいが増えるのではないかと思いました。

まとめ

法学部生のうちにしておいた方がいいことの一つ目は、「勉強をして基礎的知識を付け、体力を付けること」です。二つ目が、「裁判の傍聴などをして、今自分が勉強していることがどういうことで使われていて、どういう人たちが必要としているのかを理解すること」です。三つ目が、「人と話し合って情報交換する、つまり人との付き合いを大切にし、みんなが何を考えて勉強し、法律を使っているのかを理解すること」です。四つ目は、「お酒に学んで、肩の力を抜く機会があってもいいということ」です。

至らない点多かったと思いますが、私が言いたかったことはこの四つです。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

司会　私もベルギーの重罪院の裁判を傍聴したとき、裁判が終わった途端に裁判官と検察官と弁護士とジャーナリストが同じカフェでビールを飲んで談話するのを目撃して、すごく衝撃を受けたことがあります。

せつかくですので、皆さんからご質問等を受け付けたいと思います。現役の判事補の話はめつたになく、いい機会だと思えますので、遠慮なく、何かあればぜひ挙手して聞いてみてください。今日は司法試験の話も結構リアルでした。

質問者Ⅰ　一般市民ですが、はるか昔に法学部を卒業しました。ただ私は、松岡さんほど勉強をしなかったたので、法曹の方には進みませんでした。今のお話を聞いて、素朴な質問を三つぐらいよろしいですか。

一つは、ベルギーは言葉が南と北で違い、仲が悪いですよ。分裂の危機はないのかということ。二つ目は、傍聴の話が出ましたが、そういう経験はドラマでも読書でもいいとありました。好きなドラマ、テレビでも映画でもいいので、紹介してもらえればと思います。三つ目は素朴な質問ですが、法律は今幾つぐらいあるのでしょうか。法律も生き物で、なくなったり作っていたりしていると思いますし、どこまでが法律かということもあると思うので、知っている範囲内で結構です。以上です。

松岡 分裂の危機は何回もあります。特に北側はオランダ語圏で南側はフランス語圏です。昔はフランス語圏の方が経済は発展していたと思いますが、炭鉱で発展していたのがだんだんできなくなつて、どちらかというと貿易が発展しているオランダ語圏の方が経済を引っ張るようになってきました。フランス語圏にオランダ語圏がお金を払っているような図式になって、何度も独立した方がいいといわれているかと思えます。特に最近、独立を主張する政党が多くの議席を占めるなどしていますし、危機はあると言えはあります。それが一つになるのがサッカーの試合のときです。今、レッドデビルズというナショナルチームが結構強く、ヨーロッパリーグなどで試合をするときは国が一つになって応援したので、サッカーが強い限りは大丈夫ではないで

しょうか。

二つ目は、お薦めといわれると難しいですが、実は『半沢直樹』なども、裁判ではないけれど、経済的な活動という意味では当たっていると思います。あと、『家裁の人』なども、ベタで極端ですが、ある意味裁判官がどういうことをしているのか、現実的にはなかなかできないこともあると思いますが、そういうところを気に入っています。あとは、『島根の弁護士』という漫画があるのですが、私は初任が松江だったので大変親しみがありました。

三つ目の質問の法律の数は、本当に分からないのですが、『判例六法 Professional』という有斐閣の六法を普段の仕事で使っていて、多分、三千ページ以上あったと思います。あと、たくさん法律はありますが、技術的に作られている法律など、実際にはほとんど使わないようなものがたくさんあるので、そのぐらいのイメージを持っていただければと思います。以上です。

質問者2 僕は今、法学部の三年で、学生の中に留学することを考えているのですが、日本と比べて海外の大学の授業の雰囲気や海外の学生の関心、普段話す内容などを教えていただけたら幸いです。

松岡 国によって違うので、あくまで私が行ったベルギーの大学の話ですが、授業は意外に日本と似ていて、こういう教室で受けて、前の席にはあまり座りません。「質問は？」と言ってもあまり出ないのに、授業が終わったら先生のところへ聞きに行くようなところも一緒で、そんなにひるまなくても大丈夫と思いました。

ただ、世界で何が起きているかということに対する関心度合いは、全然違うと思いました。彼らはヨーロッパに住んでいて、トルコ、シリア、アフリカぐらいまでは近いので、ヨーロッパのニュースに対して敏感だということもあると思います。私は留学中、国際刑事法を聴講していましたが、そういう科目は法律というより社会で何が起きているかということが対象になってきます。そういうことに対してすごく関心が高くて、例えば最近のことで言うと、国際刑事裁判所（ICC）がアフリカでどういうことをしているか、すらすらと答えられるところは違うなと思います。

質問者3 法学部の三年生です。大きく二つ質問があります。まず、裁判官は海外へ行くようにしていると言われましたが、全体で何人いて、そのうちのどのぐらいが留学しているのか、どのような要件があるのかということが一つです。それに関連して、何かを研究すると言われました

が、何を研究されていましたか。

あと、ベルギーの司法制度について学士三年、修士二年、インターン三年で法曹になれるという話でしたが、どのように質を担保しているのでしょうか。もう一つは、裁判で記録を取らないとおっしゃっていましたが、そうすると先例として参照するときに困らないのでしょうか。

松岡 一つ目は留学の話ですね。私のときは同期が百人いました。一年間で裁判官になれる新卒の数が百人で、その中で大体三十人が行くイメージです。ただ、三十人というのは、枠として三十あるというだけで、学年の期がずれたりするので、正確に言う和一学年で行くのはもう少し少ない感じです。要件としては、語学の試験の成績と研究テーマを出しなさいということが一つありました。

二つ目の研究テーマは、行く前と行ってからでは関心の対象が変わってきて、私は行く前には具体的な民事訴訟手続について勉強しようと思っていたのですが、行ってからはもう少しコアなところで、労働法の解雇の規制について研究していました。例えば、雇う方が労働者のメールなどをチェックして、「あなたはメールを遊びに使っています」と言っただけで解雇していいかということとを勉強していました。

それから、記録を取らないという話ですが、これは陪審のときだけです。陪審のときは証言記録を取っていないということで、他の普通の事件は記録を取っています。陪審でも判決は理由があるのも、もちろん文書（記録）になっています。そういう意味では、先例としての意味は担保されていることになりました。

法曹の制度は、試験がなくて楽だと思うかもしれませんが、まず卒業が大変ですし、インターン先を見つけたことが大変なようでした。実質、就職先を見つけてということなので、大学を出たときの成績が良くないとインターン先がなかなか見付からず、雇ってもらえません。そのため、学生のとときにしっかりと勉強するのではないかと思いました。

司会 補足します。まず質の担保です。ベルギーの大学は卒業がものすごく難しく、特に一年生から二年生に上がるところがすごく難関です。日本だと、大学入試の合格発表のときに喜んで胴上げをするシーンがありますが、あれと似たようなものが、二年生に上がれるかどうかの発表のときにあります。キャンパスの中で二年生に上がれると言って喜んで親に携帯で電話している光景が見られます。

共通の知人であるルーヴェン・カトリック大学の Dimitri Vanoverbeke 先生に聞いたところに

よると、卒業率は入学した学生の二割です。要するに、卒業すること自体がすごく難しいというところがあります。

それから、陪審裁判は記録も取らないのですが、そもそもベルギーには日本における民集や刑集のような公式の判例集が存在しません。それは特徴的なところです。

質問者4 この卒業生です。裁判で一番気になるのは反対尋問です。裁判という場に慣れない証人に矢継ぎ早に質問をして、だましてもいいし、脅してもいいし、勘違いさせてもいいしというのを平気でやると私は思っています。それで間違って証言してしまうと、それが供述調書に書かれて裁判官のイメージを左右してしまうということが、見ているとかなりあるような気がします。要するに、事実を明らかにしなければならぬので反対尋問は必要ですが、今の在り方はやり過ぎだと思うのです。一方で、弁護士側の方も反対尋問にあまり異議を申し立てず、やらせっぱなしです。他もそうかもしれませんが、札幌地裁はそういうことが結構あると思います。これで公平な裁判が成り立つのか、市民のための裁判にならないのではないかと非常に危機感を持っているのですが、そういう状況を裁判官の方はどのように思うものでしょうか。

松岡 証人尋問については、民事訴訟規則でどのような尋問が許容されるかは決まっていると思います。それに違反しない尋問をしないことが一番大事なことであり、それが適正な証人尋問を行うための第一歩であると思います。

その一方で、当事者主義という言葉があるのとおり、実体的真実の発見とそれに対する適正な証拠を収集して法廷に顕出することは当事者の責任で行うのが第一というのが民事訴訟の基本的な原則ですので、そことのバランスがあると思います。

加えて、実体的な真実の発見という意味では、公開されている法廷でご覧になれるのは証人尋問だけだと思いますが、その前に書証というものが提出されているはずで、書証がある意味客観的な証拠になるので、尋問でそれと違うことが立証されるかどうかを見ていくことが、公正な裁判に向けては大事なことだと思います。ある意味、供述証拠に頼ることは危険だといわれています。法廷では見られないかもしれませんが、当事者が提出した書証に何が書かれているかということも同じように大事だと考えています。

質問者4 供述調書にこだわるわけではなく、争点整理があつて書証があるので、それとの整合性を見るなどしてチェックしているということですね。分かりました。

司会 老練な弁護士の手練手管に、そう簡単にはだまされないという感じですね。

松岡 そうですね。結局、そういう危ういことをしても、見抜かれてしまうと思います。

司会 いかがでしょうか。予定していた時間を少し過ぎましたので、ここで終わりにしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

松岡 ありがとうございます。



松岡 佑美（まつおか・ゆみ） 名古屋地方裁判所判事補・名古屋家庭裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事。二〇〇八年、京都大学法科大学院修了、新司法試験合格。二〇〇九年、司法修習修了（新六十二期）。二〇一〇年、裁判官任官。うち二〇一五年七月から二〇一六年七月まで海外留学。二〇一六年七月より現職。

〈司会〉尾崎 一郎（おざき・いちろう） 北海道大学大学院法学研究科・教授、同附属高等法政教育研究センター・センター長。

刊行の言葉

日本社会を覆う改革の潮流の中で、大学も知の孤塁から社会に開かれた知の拠点になるべきことは言うまでもありません。北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センターも、二〇〇〇年四月の発足以来、社会科学の最先端の研究成果や各界の知的リーダーの叡智を社会にフィードバックすることを目指してきました。

二十一世紀に入り、日本は政治、教育、経済などあらゆる分野で混沌の度を深めています。改革という言葉は政治家の口からもマスメディアにも頻繁に語られています。何が改められるべき課題であり、どのような道筋をたどって改革を進めるべきかという基本的な部分で、議論が十分深められているとは言えません。

改革とは一握りのリーダーによって可能になるものではありません。広範な市民が同時代に存在する政策的課題を認識し、その解決に向けた基本的な理念を共有してこそ、時代は動いていくことができます。市民による同時代に対する認識を深めるための手がかりとして、ここにセンターブックレットを刊行します。

当センターは今まで、国政や地方政治の前線で活躍するリーダー、同時代の日本や世界を鋭く分析する作品を発表した研究者など、様々な方々をお招きし、知的触発の場を設けてきました。それらは、日ごろマスメディアでは伝えられないような生きた現実に関する体験的分析であったり、社会科学の研究の醍醐味を伝えてくれるものであったりします。こうしたゲストのお話が一度限りで消えてしまうのはもったいないことで、そうしたシンポジウムの記録を広く地域社会と共有するために、このブックレットは作られました。

今の日本では、効率優先、実利志向に基づく改革の中で、大学における社会科学の研究の意義が見失われかねないという現実があります。しかし、私たちが真に主権者として、社会の担い手として、自分たちの生きる国や地域社会のあり方を作り変えるためには、一見迂遠であり、無益に見えても、政治や社会の課題について考え、議論するという作業を蓄積することが土台になるはず。このブックレットを通して、大学のような活動について理解していただき、議論の広場に参加していただければ、幸いです。

二〇〇二年十一月三〇日

ACADEMIA JURIS BOOKLET 2018 No.36

～ビールの国で考えた～

法学部生のうちにしておきたい4つのこと

2018年10月1日 発行

著 者— 松岡 佑美

編 者— 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

発 行 者— 尾崎 一郎

制 作— 小林 淳子（北海道大学法学研究科）

表紙画像— [PHOTO STOCKER] 高解像度のフリー写真 <http://photo.v-colors.com/>

ISBN 978-4-902066-35-7 C0032

©北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

ISBN 978-4-902066-35-7 C0032

